

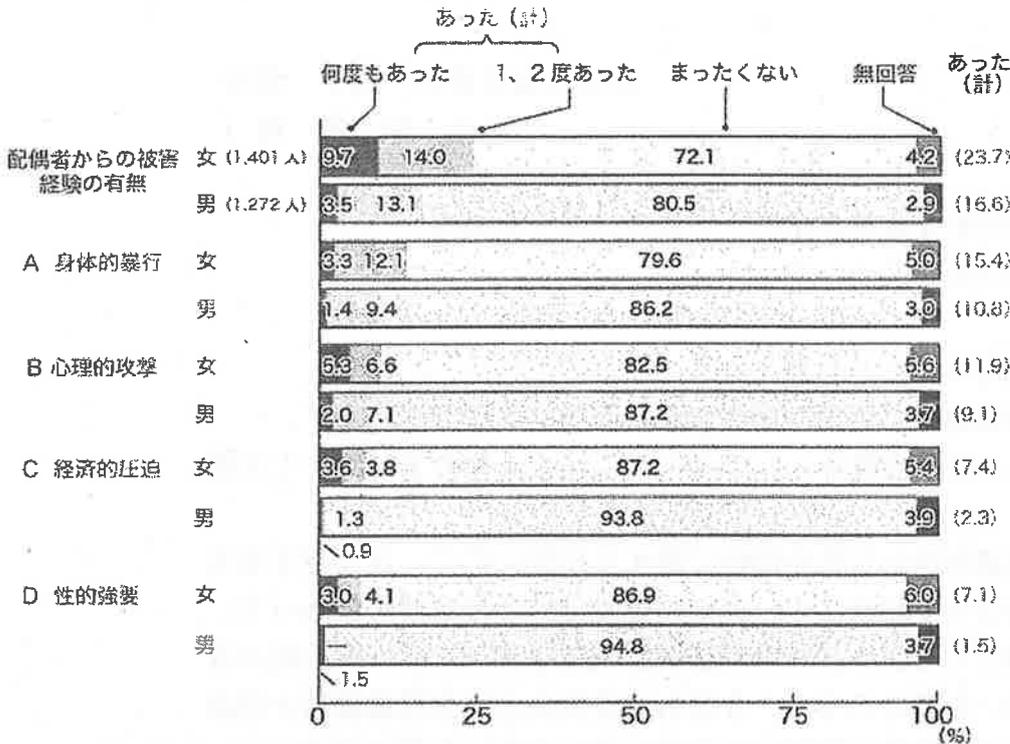
STOP THE 暴力!

パートナーや恋人からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)により、夫婦や事実婚関係にある男女、同居する恋人からの一方的な暴力(DV)に関する相談や保護など被害者への支援体制整備が図られています。

DV(暴力)被害って多い?

内閣府の調査によると、女性の4人に1人が配偶者からの暴力を経験し、10人に1人がくり返し暴力を受けた経験があります。



配偶者からの被害経験の有無(平成27年3月・内閣府)

DV被害を受けたらどこに相談すればいい?

暴力は、いかなる理由があっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。暴力を受けた被害者を加害者から守るために、様々な相談・支援の窓口があります。暴力の被害から抜け出し、自分自身と子供を守るためにも、まずは、そうした身近な窓口にご相談ください。

機関名	電話
DV相談ナビ(内閣府男女共同参画局)	0570-0-55210
警察相談専用窓口	#9110
鳥取県中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3152
北栄町福祉課福祉支援室	0858-37-5852

DV行為の例

身体的暴行

- 殴る、蹴る、物を投げつける
- 刃物などを突きつける
- 髪をひっぱる
- 突き飛ばす
- 突き飛ばす など

心理的攻撃

- 大声でどなる、ののしる
- 何を言っても長時間無視し続ける
- ドアを蹴る、壁に物を投げつける、子どもに危害を加えるなどと言って脅す
- 人格を否定するような暴言を吐く
- SNSなどで誹謗中傷する
- 交友関係や電話・メールを細かく監視する など

経済的圧迫

- 生活費を渡さない
- いつもパートナーに支払わせる、無理やり物を買わせる
- お金を借りたまま返さないなど

性的強要

- 無理やり性的な行為を強要する
- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する など

※11月12日から25日までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」として、社会の意識啓発など女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化する期間です。

※政府広報オンラインより一部抜粋しています。